

# 令和 5 年 11 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 11 月 28 日 (火)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

1 日 時 令和5年11月28日(火)  
午前9時30分開会 午前10時29分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室

## 3 議事及び報告

### (1) 議案

- 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第66号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
- 議案第67号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第68号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第69号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第70号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第71号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第72号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第73号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第74号 「農地等利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

### (2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 農地基本台帳の登載について

#### 4 その他

##### (1) 連絡事項

#### 5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

#### 6 欠席委員 なし

#### 7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名

農業企画課 2名

#### 8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和5年11月総会を開会いたします。  
水野会長、よろしく願いたします。

会長

<挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長

出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、

議席番号7番 近藤好幸委員、同10番 陶山哲委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、9日の書類説明会、農業委員による現地調査、20日の審査会を経て、本日の総会まで

の間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
農地法第3条関係は、  
岩崎町2筆の所有権を移転する案件の、違反状態となっていた経営農地について、是正が間に合わないため11月15日に取り下げとなりました。  
そのほかについては変更、取下げ等はありません。  
番号5番の、市長部局へ求めた農地の農業上の利用に関する意見について、意見なしとして11月16日に回答がありました。  
番号25番の、青梅市始め12市町村に照会していた経営農地の利用状況について、11月13日から24日にかけて各市町村とも全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。  
番号40番の、浜松市に照会していた経営農地の利用状況について、11月24日に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。  
本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号1番、3番、4番11番から17番、25番、27番、40番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。  
以上です。よろしく願いいたします。

事務局 はい、議長。  
転用関係につきましては、9日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。  
それではよろしく願います。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。  
これより議事に入ります。

議長 資料1 議案第64号  
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から40番までの40件を一括上程いたします。  
なお、番号40番は森下委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。  
関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 64 号、1 ページから 7 ページをご覧ください。

番号 1 番から 40 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 40 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 40 番の 1 件を審議いたします。

森下委員は退席してください。

〈森下委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

森下委員は復席してください。

〈森下委員 復席〉

議長 続きまして、番号 40 番を除く 39 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きます。同じく資料1 議案第65号  
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から25番までの25件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第65号、8ページから11ページをお願いします。  
番号1番から25番までの25件につきましては、書類説明会時にご説明した  
とおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を  
満たし、問題ないことが見込まれます。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、特段の疑義はありません。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付がある  
か、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番・4番から16番・18番から25  
番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番  
号1番・3番・17番です。  
一時転用については、番号7番から15番・17番から25番が該当し、営農型  
太陽光の案件で番号7番・14番・15番・17番が10年間の計画で、番号8番か  
ら13番・18番から25番が3年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があ  
ります。  
詳細については、議案をご覧ください。  
以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切り  
ます。  
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市  
長に進達することとし、番号2番の1件については農地法第5条第3項の規  
定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに  
決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しまし  
た。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 66 号  
「農地転用許可後の事業計画変更 承認願い について」を議題と  
いたします。番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第66号、12ページをお願いします。  
番号1番については、営農型太陽光発電設備を設置するため令和3年5月24  
日付けで許可を得ておりますが、許可取得後、譲渡人である営農者が病気  
にかかり、後遺症が重く営農の継続が困難となったため、営農者を変更し  
対応するものです。  
番号1番についてパネルの配置等の変更はなく周辺農地の営農への支障は  
ないことが見込まれます。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を  
打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長  
に進達することに決して異議ございませぬか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 67 号  
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。  
利用権設定の番号 1 番から 18 番までの 18 件を一括上程いたします。  
なお、番号 11 番は山崎委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」  
第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。  
関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。  
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。  
議案第 67 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させてい  
ただきます。  
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出  
希望申込書の提出があつたもののうち、12 月 1 日付契約開始分について、農

用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 4 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 18 件 50 筆 62, 110 m<sup>2</sup>でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 11 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 11 番の 1 件を審議いたします。

山崎委員は退席してください。

〈山崎委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

山崎委員は復席してください。

〈山崎委員 復席〉

議長 続きまして、番号 11 番を除く 17 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 68 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。



所有権移転の番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。  
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。  
議案第68号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、10月27日開催の農地銀行運営委員会会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、7件22筆27,879㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料1-2 議案第69号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号1番の1件を上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第69号農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中

間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願  
いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。7 ページの農地中間管理事業におきましては、  
新たな担い手に利用権を設定し、令和 6 年 1 月 1 日付で利用権が移転する案  
件が 1 件 2 筆 1,028.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切り  
ます。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに  
決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 70 号

「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番  
号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 70 号 13 ページをご覧ください。

議案第 70 号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの  
証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に  
記載のとおりでした。

この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び  
相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、特定貸付けを行  
おうとする適格者であることを確認しました。また、本件の証明書の発行は農  
用地利用集積計画の公告と併せて行います。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第71号  
「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。  
番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第71号 14ページをご覧ください。  
議案第71号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。  
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。  
この5件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。  
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きます 同 じく資料 1 議案第 72 号  
「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題と  
いたします。

番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 72 号 15 ページから 16 ページをご覧ください。

議案第 72 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあつての現況確認です。

番号 8 番について、特例適用農地のうちの 1 筆が農地として使用されておらず遊休農地状態となっていました。相続人に対し、農地に復元するよう連絡を試みましたが、連絡がつかず、農地への復元が見込まれないため、この内容で上程いたします。

それ以外の番号 8 番の 8 筆及び番号 8 番を除く 7 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きます 同 じく資料 1 議案第 73 号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 73 号 17 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要

領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料1-3 議案第74号

「農地等利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明いたします。

資料1-3 議案第74号「農地等利用の最適化の推進に関する指針の改定について」をご覧ください。

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、掲載する事項に変更や追加があったため、先日改定された「豊橋市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」等も踏まえ、今回改定を行うものです。

事務局で検討した改定案を、10月の運営委員会で説明させていただき、地区委員会において推進委員の方々にも同改定案をお示しし、ご意見を募りましたが、特段のご意見はございませんでした。これを受けて、11月20日の運営委員会にて最終的な承認をいただきましたので、今回の総会にて改定案をお諮りいたします。

変更点は、新旧対照表のとおりですが、主なものとして、改正基盤法に基づく「地域計画」や最適化活動の目標達成状況の評価方法について記載し、また、遊休農地の解消・担い手への農地利用の集積・新規参入の促進について10年後に目指す目標数値を新たに設定しております。

なお、この「指針」は、3年ごとに 農業委員、農地利用最適化推進委員の改選と同時期に検証・見直しを行うことになっております。

また、ご承認いただいた後は、ホームページ等で公開してまいります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料1 18ページをお願いします。  
す。

報告第1号の番号1番から 19ページ9番までの9件、及び20ページからの報告第2号の番号1番から 24ページ 34番までの34件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。  
次に25ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から5番までの5件については、農地所有適格法人からの報告です。  
この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。  
すべて要件を満たしていることを確認しました。  
次に26ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から28ページの16番までの16件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。  
次に29ページをお願いします。

報告第5号の番号1番の 1件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。  
次に30ページをお願いします。

報告第6号の番号1番については、農地基本台帳に登載されていない土地

について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、11月27日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告は以上です

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時13分中断)

#### ＜農地銀行運営委員会議＞

(午前10時15分再開)

議長 総会を再開いたします。

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時29分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年11月28日

議 長  
(会長 水野 敏久)

議事録署名者  
(議席番号7番 近藤 好幸 委員)

議事録署名者  
(議席番号10番 陶山 哲 委員)